

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	消費者生活支援事業	①米を始めとした食料品等の高騰が続いていることを踏まえ、影響を受ける消費者の支援を行うもの。 ②名取市民全員に、1世帯当たり、10,000円分の電子地域通貨を配布する。 ③電子地域通貨配布原資:347,000千円(34,700世帯×10,000円) 事務費:32,636千円 ④名取市民	R7.12	R8.4以降
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減免事業	①物価高騰に係る市民生活への影響を考慮し、水道料金基本料金を減免することで、市民・事業所の経済支援を行うもの。 ②水道事業会計に繰り出し、減免する基本料金に相当する費用を交付対象経費とする。 ③官公庁を除く水道使用者 家庭用延32,271件×基本料金3カ月 業務営業用延1,680件×基本料金3カ月 工場用延112件×基本料金3カ月 その他(特別栓等)延403件×基本料金3カ月 合計34,466件×基本料金3ヶ月分=240,000千円 ④公営企業(水道事業)	R7.12	R8.3
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者等施設原油価格高騰対策補助金	①今般の物価高騰に伴い、障がい者等施設の光熱費等高騰分の支援を行うことで、事業継続を図る。 ②障がい者等施設(入所系・通所系・訪問系)への補助金及び事務費 ③1事業所80千円×(160+新規見込5)事業所=13,200千円 郵送料165事業所×110円×2=37千円 ④市内障がい者等支援事業所	R8.2	R8.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設価格高騰対策支援金	①今般の物価高騰に伴い、市内の高齢者施設、介護サービス事業所に対し光熱費等の高騰分の支援を行うことで、事業継続を図る。 ②高齢者施設価格高騰対策支援金及び事務費 ③1事業所80千円×(95+新規見込5)事業所=8,000千円、郵送料22千円 ④市内高齢者施設、介護サービス事業所	R8.2	R8.3

5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	名取市医療機関物価高騰対策補助金	<p>①物価高騰による厳しい経営環境にある市内医療機関に光熱費等高騰分の補助金支援を行うことで、事業の安定化を図る。</p> <p>②医療機関と歯科医院(県立病院を除く)への補助金</p> <p>③事業費:1事業所80千円×81施設=6,480千円 事務費:70千円 郵送料:18千円(110円×2回×81施設)</p> <p>④医院・クリニック(県立病院等5機関除く)48施設 歯科クリニック33施設</p>	R8.2	R8.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰対策事業	<p>①今般のエネルギー・食料品等価格高騰分の支援を行うことで、影響負担の軽減を図り、事業継続を支援する。</p> <p>②市内認可保育施設に対する補助金及び事務費</p> <p>③補助金: 定員50人未満:11施設×50千円=550千円 定員50人以上200人未満:11施設×80千円=880千円 定員200人以上:2施設×150千円=300千円 事務費:郵送料一式10千円</p> <p>④市内の認可保育施設(24施設)</p>	R8.2	R8.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂物価高騰対策事業(令和7年度補正予算分)	<p>①子ども食堂運営団体に対し、食料品等の高騰分を支援することで物価高騰の影響を受けた生活者を支援する。</p> <p>②子ども食堂運営団体への補助金</p> <p>③1団体50千円×7団体=350千円</p> <p>④市内で運営する団体</p>	R8.2	R8.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電気料金高騰対策補助金	<p>①農業者が構成員となっている土地改良区管理分の農業水利施設の電気料金高騰分の掛かり増し経費を緊急的に支援する。</p> <p>②用排水機場等の農業水利施設の電気料金について、令和3年4月から令和4年3月の電気料金を基準とし、令和7年4月から令和8年3月分の増額分の補填</p> <p>③電気料金の差額分16,700千円程度(想定)×1/4×59.96%(名取市受益割合)=2,500千円</p> <p>④土地改良区、農業用水利施設等</p>	R7.12	R8.3
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業補助金	<p>①燃油等の価格高騰により経営に影響を受けた施設園芸農業者に対し、影響緩和支援策を行い、経営の持続安定を図る。</p> <p>②施設園芸を営む加温設備に使用する燃油等の購入費への一部補助</p> <p>③施設園芸等 40件×10,000ℓ×5円(過去実績)=2,000,000円</p> <p>④常設暖房設備を有する施設園芸農業者等(40件、内訳花卉22件、野菜13件、いちご5件)</p>	R7.12	R8.3

10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業燃油価格高騰緊急対策事業補助金	<p>①燃油等の価格高騰により経営に影響を受けた漁業者に対し、燃料購入費を補助し、経営の持続安定を図る。 ②自己が所有する漁船用燃料購入費への一部補助 ③漁船用燃料 4月～11月実績:497,000円 12月～3月の見込み額:14,445円(4～6,9～11月の6か月平均値)×4か月×5円=288,900円 497,000円+288,900円=785,900円 改め800,000円 ④閉上漁港に船籍を置く漁業者(13戸)</p>	R7.12	R8.3
11	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	低所得のひとり親世帯支援給付事業	<p>①物価高騰の影響を大きく受ける低所得のひとり親世帯を支援する。 ②児童扶養手当受給者への給付金 ③1世帯あたり5,000円×約470世帯=2,350千円、事務費250千円 ④児童扶養手当受給者</p>	R7.12	R8.3
12	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電買い換えキャンペーン事業	<p>①古い家電をより省エネ性能の高い家電に買い換えることで、市民への省エネ・省資源の意識高揚及び市域全体での温室効果ガス排出削減を図る。 ②家電を買い換えた対象者への報償費(なとりコイン)及び事務費 ③報償費:景品「デジタル地域通貨なとりコイン」 1件50,000円×300件=15,000,000円(非課税) 需用費:チラシ等印刷 約1,000枚 125,400円 役務費:郵送代 景品発送@460円×300件=138,000円 チラシ・ポスター等発送 @320円×17件 = 5,440円 役務費:広告掲載料(地域情報誌なうてい)1頁・2回 348,500円×1.1×2=766,700円 ④対象者:対象家電を購入し、古い家電を適切に処分した市民 対象家電:エアコン(省エネ達成基準100%以上)、冷蔵庫(省エネ基準106%以上)、テレビ(省エネ成基準85%以上)</p>	R8.2	R8.4以降